

# 「東京都消防広域化推進計画」の概要

## 1 計画の目的

- 本計画は、災害の大規模化や複雑化、住民ニーズの多様化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応できる消防体制の整備及び確立を図ることを目的とする。

## 2 策定の経緯と今後のスケジュール

- 国は、平成18年6月に消防組織法の一部を改正し、同年7月には、消防庁長官が基本指針を定め、これに基づき各都道府県は、平成19年度内に「消防広域化推進計画」を策定することとなった。  
東京都においても、国の方針を踏まえ、消防の広域化をさらに推進するため、本計画を策定した。
- 広域化の対象となる市町村は、平成20年度以降、「広域消防運営計画」の作成など、広域化に向けた取り組みを行い、平成24年度末までに広域化を実現する。

## 3 計画の内容

### (1) 消防の現況及び将来見通し

#### ① 消防の現況

##### ア 消防の広域化の経緯

- 昭和23年3月に消防組織法が施行され、市町村が消防事務の責任を負う自治体消防制度が発足し、多摩及び島しょの市町村は独自に消防事務を担う一方、特別区の存する区域は、大都市制度の特例として東京都知事が一体的に管理することになった。
- しかし、多摩地域においても都市化の進展、人口増に伴い消防行政の需要が拡大し、消防広域化の必要性が高まってきたため、昭和35年以降、多摩の市町村は消防事務を逐次東京都へ委託し、その数は現在、24市3町1村である。

##### イ 消防の現状

- 東京消防庁が、特別区と多摩地区の28市町村を管轄している。  
単独消防は、多摩地区では東久留米市及び稲城市の2市、島しょでは、大島町、三宅村及び八丈町の3町村となっている。  
島しょの利島村、新島村、神津島村、御蔵島村、青ヶ島村及び小笠原村の6村は非常備の消防団のみである。

##### ウ 消防需要の動向（ここ10年間の推移）

- 火災発生件数は、年間6千件から7千件の前後で増減を繰り返しているが、平成18年は最も少なく、6,007件である。

- 防火対象物の数は、雑居ビルや工場・作業場などの減により平成14年度をピークに減少に転じ、平成18年度末時点では平成10年度末とほぼ同じ約306千件である。
- 救急出動件数は、大幅に増加し平成18年は約695千件で、平成9年と比べ42.3%増加している。一方、救急隊数は出動件数増に対応するため増強しており、平成18年4月現在234隊で、平成9年と比べ19.4%の増である。
- 救助活動件数は、階段が狭く搬出が困難な建物の増加などにより平成9年以降大幅に増加し、平成16年には18,725件と平成9年の約2.2倍となったが、平成17年からは微減している。
- 平成18年の危険物施設等の事故件数は20件で、10年間で最も少ない。

## エ 消防力の実情

- 「消防力の整備指針」に基づく基準と現有状況を比較すると、東京消防庁は、署所数など各事項とも充足率は90%を超えているが、他の消防本部では、署所数や職員数、消防ポンプ車の充足率が低い。

## オ 人事管理の状況

- 平成18年4月時点で、50歳以上の職員が約40%となっており、今後、これらの職員の大量退職を迎えるため、計画的な職員採用と効果的な教育訓練などの対応策を講じていく必要がある。
- また、職員数の少ない消防本部では、人事ローテーションの硬直化、補充要員の確保が困難なため、救急救命士の養成や各種教育訓練機会が十分でなく、人材育成や職員の士気高揚等の面で課題を抱えている。

## カ 消防費の決算状況

- 平成17年度の消防費の決算額は約2,200億円であり、平成9年度と比較すると、東京消防庁は8.3%の減、その他の消防本部は3.6%の増である。

## ② 消防を取り巻く環境の変化と将来見通し

### ア 災害や事故の多様化及び大規模化

- 様々な災害や大規模事故等に対応していくには、多数の部隊の投入と状況に応じた高度な資機材が必要となる。

### イ 人口減少時代への突入と高齢化の進行

- 平成17年国勢調査結果を踏まえた東京都の人口予測では、平成27年には1,308万人とピークを迎えるが、その後は減少に転じ、平成37年には1,268万人と予測されている。

- 人口予測によると平成32年には東京都の高齢者の割合が25%を超え、都民の4人に1人が65歳以上となる見込みである。
- 火災による死者数に占める高齢者の割合は近年増加しており、高齢化の進行に伴い、その割合が増えていく恐れがある。
- 少子化により、地域の消防を支える消防団員の担い手も減少する恐れがある。

## (2) 消防の広域化の推進に関する基本的事項

### ① 東京都において広域化を検討する必要性

- 東京が直面する様々な災害や大規模化等に対応し、都民の生命、身体及び財産を確保しなければならない。
- これまでも、自主的に市町村において消防の広域化を進めてきたが、多摩地区では現在も2市（東久留米市、稲城市）が単独消防であり、管轄人口は11万人、8万人といわゆる小規模消防本部である。
- また、島しょ地区は、その地理的条件から多摩地区と単純に比較することはできないが、9町村のうち、消防本部を設置している3町村それぞれの管轄人口は約3千人から9千人であり、6村は消防の常備化を図っていない。
- 都内の総人口も、少子高齢化の進展により平成27年をピークに減少局面に入り、各消防本部の管轄人口や地域の消防を支える消防団員の担い手が大きく減る恐れがある。
- このような消防を取り巻く環境の変化や将来の見通し等に鑑み、広域化が図られていない多摩の2市及び島しょの9町村の消防の広域化について、検討する。

## (3) 広域化対象市町村及び広域化の方式

### ① 広域化対象市町村

#### ア 消防広域化の観点

- 「消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されるほか、組織管理、財政運営等の観点からも望ましい」とする基本指針を踏まえる。
- また、管轄人口は概ね30万人以上の規模を一つの目標とするが、管轄面積の広狭、交通事情、島しょ部などの地理的条件や、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度等の地域の事情に十分考慮する。

## イ 多摩2市についての検討

- 多摩の2市（東久留米市、稲城市）の管轄人口は、それぞれ広域化目標規模である30万人に満たない。
- 2市とも、都に消防事務を委託している3ないし4の市と隣接しており、相互に迅速な部隊投入が可能である。
- 2市が広域化を図ることにより、一つの消防本部が23区及び多摩地区全体を管轄することができ、次のようなメリットがある。
  - ・ 統一的な指揮の下で効果的な部隊運用、現場到着時間の短縮などにより、住民サービスが向上
  - ・ 施設や無線設備等の重複投資が回避され、消防体制が効率化
  - ・ 組織・人員規模の拡大による人事ローテーションの適正化や、救急業務・予防業務の専門要員の育成により、消防体制の基盤が強化



- 以上のことから、東久留米市及び稲城市の2市を広域化対象とする。

## ウ 島しょ9町村についての検討

- 島しょの9町村（大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村）の管轄人口は、それぞれ広域化目標規模である30万人に満たない。
- 島しょの9町村は、太平洋上南北に千km余にわたり点在する伊豆諸島・小笠原諸島からなり、救急車、消防車などの車両が島しょ間を移動するには交通上制約があり、火災などの災害時に他島や本土からの迅速な応援は困難である。
- また、広域化により、非常備の村が、消防団に加え常備化する場合には、広域化のメリットを実感できないまま、常備化分の経費負担が増え、財政に大きな影響を与える。



- 島しょの9町村については、このような地理的条件、交通事情、財政規模など地域の事情を考慮し、この計画での広域化対象としない。

## ② 広域化の方式

- 既に多摩地区の28市町村が東京都へ消防事務を委託することにより広域化を図っていることを踏まえ、都へ消防事務を委託する方式とする。
- 都は、広域化を実現するため、2市に対して消防事務の都への委託を促す。

### ③ 島しょ町村消防への支援

- 島しょ町村については、広域化の対象としないが、今後、島しょ町村の消防の充実に係わる支援策等について検討を行う。
- なお、噴火などの大規模災害が発生した際は、東京消防庁と各町村が締結している協定に基づく応援を行うほか、これまでと同様に都全体で対処していく。

## (4) 広域化後の市町村の防災に係る関係機関相互の連携確保

### ① 消防団との連携確保

- 消防団は広域化の対象ではないため、広域化後、連絡調整や訓練等を通じて各消防団と東京消防庁との密接な連携を確保する。

### ② 市町村防災・国民保護担当部局との連携確保

- 広域化後は消防本部が市と別組織となるため、地域の実情等を踏まえ、各市の防災・国民保護担当部局と東京消防庁が協議のうえ、連携を確保する。